

朝倉市子どもの読書活動推進計画

～ 読書ではぐくむ豊かな心 生きる力 ～

(第4次)



令和7年3月

朝 倉 市

目 次

子どもの読書活動推進計画（第4次）の策定にあたって	P 1
第1章 子どもの読書活動の現状と課題	P 2
1 子どもの読書活動の現状	
2 これまでの取り組み	
3 課題	
第2章 基本的な考え方	P 12
1 基本目標及び基本方針	
2 計画の位置づけ	
3 計画の対象	
4 計画の期間	
5 推進体制	
第3章 計画推進のための方策	P 14
1 年齢に沿った取り組み	
2 子どもの読書への関心を高める取り組み	
3 施策体系表	
4 具体的な取り組み	
I 家庭で子どもが本を読むための環境づくり	
II 地域（コミュニティ協議会、ボランティア等）での読書環境づくり	
III 保育所（園）・幼稚園・認定こども園、学校での読書環境づくり	
IV 公共図書館の取り組み	
V 公共図書館、家庭、地域、保育所（園）・幼稚園・認定こども園、学校等の連携	
第4章 施策	P 26
資料編	P 33

子どもの読書活動推進計画（第4次）の策定にあたって

子どもの健やかな成長のためには、読書活動は欠かすことはできません。

子どもは、読書を通じて、知識や知恵を身につけ、豊かな言葉を学び、感性を磨き、表現力やコミュニケーション能力を高めることができます。また、他者への思いやりや共感を覚え、生きる力を身につけます。

平成13（2001）年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」（以下、「法律」という。）が公布、施行され、その中で子どもの読書活動の推進に関する基本理念が定められ、国及び地方公共団体の責務が明らかにされました。国は、令和5（2023）年3月に第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、また、福岡県は令和5（2023）年3月に「福岡県子ども読書推進計画」（第4次）の改訂を行っています。

本市においても、子どもが読書を通して健やかに成長することを願い、平成22（2010）年度に「朝倉市子どもの読書活動推進計画」を策定しました。

5年ごとに前計画の取り組みの成果を検証しながら、平成27（2015）年度には「朝倉市子どもの読書活動推進計画（改訂版・第2次）」を、令和元（2019）年度には「朝倉市子どもの読書活動推進計画（改訂版・第3次）」を策定し、子どもの読書活動の推進を図ってきました。コロナ禍において一部取組できないものもありましたが、地域、保育所（園）・幼稚園・認定こども園、学校、公共図書館において、子どもを読書へ誘う様々な取り組みがなされてきました。

子ども達を取り巻く環境はSNSの発達等によって、日々変化しています。そのような中で子どもの読書活動の推進のためには、引き続き社会全体で連携しながら、子どもが自主的に読書活動を行うことができる環境づくりに取り組む必要があります。

基本目標の「朝倉市のすべての子どもが、心豊かに成長することを願って、読書の楽しさや喜びに出会える読書環境づくりを目指す。」を継承しつつ、子どもを取り巻く社会環境とこれまでの取組の成果や課題を踏まえ、「朝倉市子どもの読書活動推進計画」を改訂しました。



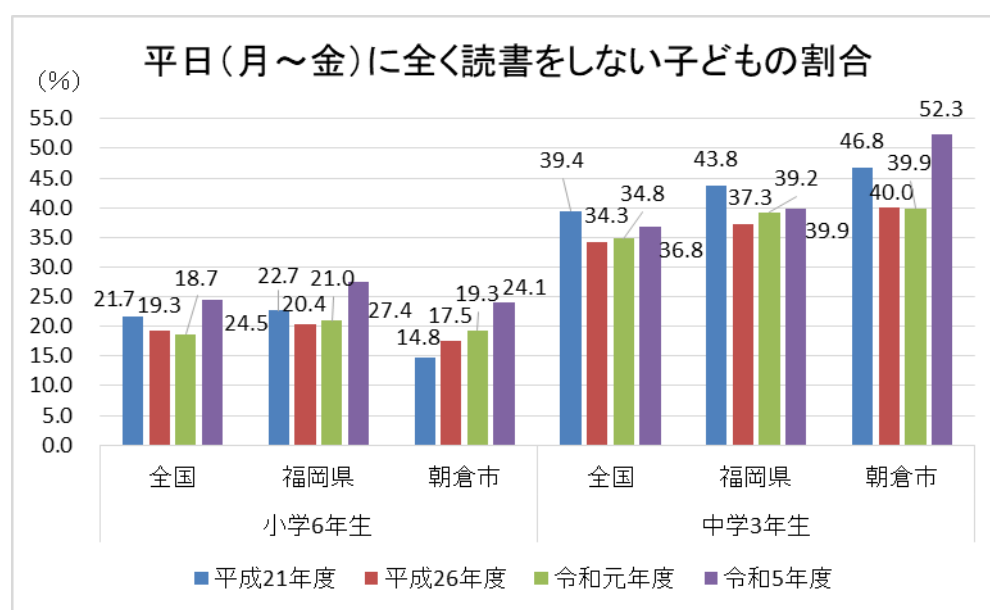
第1章 子どもの読書活動の現状と課題

1 子どもの読書活動の現状

文部科学省が実施している全国学力・学習状況調査¹によると、「平日（月～金）に全く読書をしない子どもの割合」は表1のとおり、朝倉市の小学6年生では、令和5（2023）年度が24.1%で、平成26（2014）年度の17.5%に比較し6.6ポイント増加しています。一方、中学3年生では、令和5（2023）年度が52.3%で、平成26（2014）年度の40.0%に比較し12.3ポイント増加しています。なお、国県との比較では、小学6年生は国県とほぼ同水準ですが、中学3年生では国県より高水準となっています。

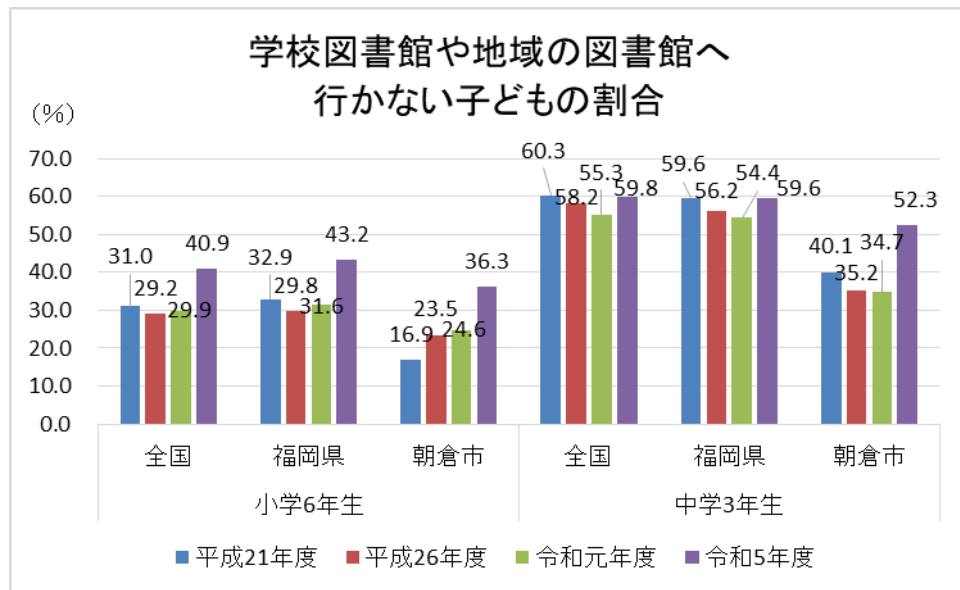
また、「学校図書館や地域の図書館へ行かない子どもの割合」は表2のとおり、小学6年生では、令和5年（2023）年度が36.3%で、平成26（2014）年度の23.5%に比較し12.8ポイント増加しています。中学3年生では、令和5年（2023）年度が52.3%で、平成26（2014）年度の35.2%に比較し17.1ポイント増加していますが、朝倉市では、国県に比較し図書館を利用する子どもは多い状況にあります。

（表1）



¹ 学力・学習状況調査…文部科学省が平成19（2007）年より日本全国の小学6年生、中学3年生の全員を対象として行っているテスト。教科（国語、算数・数学、理科）のテストとあわせ、児童生徒に対する生活習慣や学校環境に関する調査を行っている。

(表 2)



(表 1) の質問文

学校の授業時間以外に、普段（月曜日から金曜日）、1日当たりどれくらいの時間、読書をしますか。
（教科書や参考書、漫画や雑誌は除く）

(表 2) の質問文

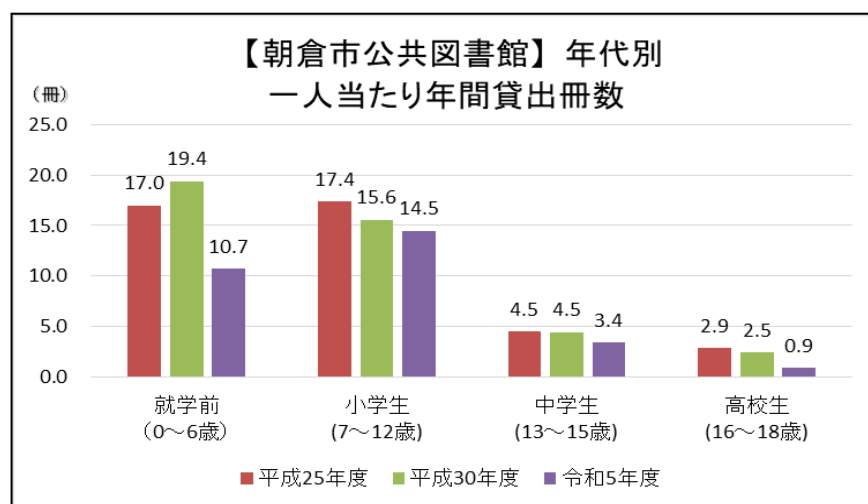
昼休みや放課後、学校が休みの日に、本（教科書や参考書、漫画や雑誌は除く）を読んだり、借りたりするために、学校図書館・学校図書室や地域の図書館にどれくらい行きますか。

次に、本市の公共図書館における 18 歳以下の子どもの年間貸出冊数は、令和 5（2023）年度が 68,485 冊で、平成 25（2013）年度の 87,512 冊に比較し減少しています。

令和 5（2023）年度の年代別一人あたりの年間貸出冊数は表 3 のとおり、就学前が 10.7 冊、小学生が 14.5 冊、中学生が 3.4 冊、高校生 0.9 冊となっており、中学生以上で大幅に減少する傾向が見られます。

平成 30（2018）年度と令和 5（2023）年度の比較では、どの年代も減少していますが、就学前・高校生では特に大幅に減少し、コロナ禍の影響がうかがわれます。

(表 3)

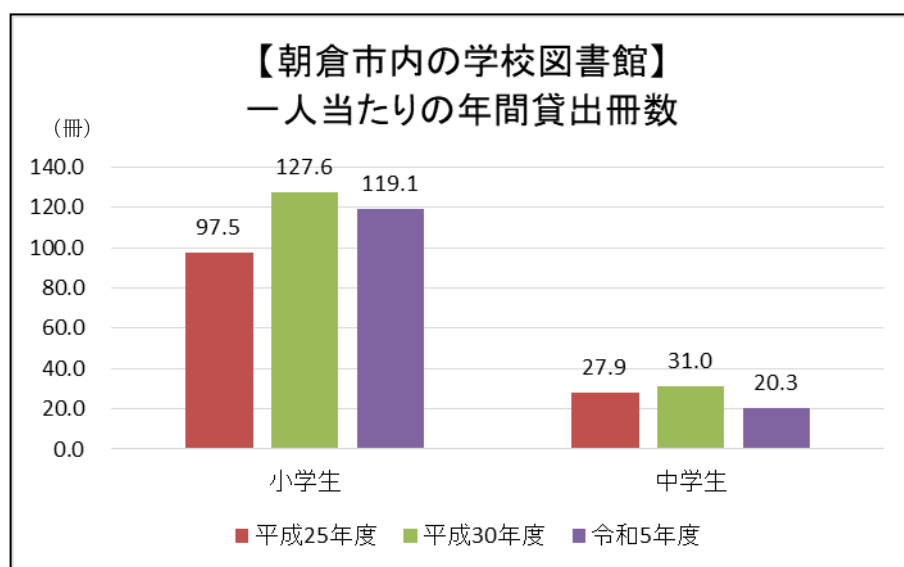


* 算出方法：（年代別一人当たりの貸出冊数）＝（年代別年間貸出冊数）／（市年代別人口）

また、市内小中学校図書館の一人当たりの年間貸出冊数は表４のとおり、小学生は令和５（２０２３）年度が１１９．１冊で平成３０（２０１８）年度の１２７．６冊と比較し８．５％減少しています。

中学生は令和５（２０２３）年度が２０．３冊で平成３０（２０１８）年度の３１．０冊と比較し１０．７％減少しています。

（表４）



＊ 算出方法：（小又は中学校図書館一人当たりの貸出冊数）＝（小又は中学校年間貸出冊数）／（児童又は生徒数）

公共図書館での就学前から高校生までの一人当たり年間貸出冊数、学校図書館一人当たりの年間貸出冊数はいずれも減少しています。

公共図書館、学校図書館ともに、小学生に比べ、中学生以上の一人当たりの貸出冊数は少なくなっていますが、年齢が上がるにつれ、図書１冊の文字量も多く１冊を読み終えるのに時間がかかること並びに勉強やクラブ活動等により自由な時間が少なくなる傾向があること等がその理由として考えられます。

2 これまでの取り組み

(1) 各機関での主な取り組み² (令和2～令和5年度)

①家庭で子どもが本を読むための読書環境づくり

○ブックスタート³事業の推進

4か月児健診、1歳6か月児健診の際、絵本を各1冊プレゼントし、保護者に読み聞かせの意義や方法を伝えてきました。また、市健康課と連携して、母子健康手帳交付時やプレパママクラス時に保護者に対して、子どもの読書に関する啓発を行いました。

ブックスタート事業参加率

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加率 (%)	98.0	97.8	98.8	97.8

○おはなし会の実施と家庭での読み聞かせの推進

公共図書館で毎週おはなし会を開催しました。0歳～3歳向けの赤ちゃんおはなし会では、親子での参加を原則とし、絵本を通じて親子で触れ合う楽しさを伝えました。3歳～小学生向けのおはなし会では、絵本の読み聞かせやミニブックトーク⁴、簡単なアニメーション⁵を取り入れながら、家庭での読書活動につなげる取り組みを行いました。

定例おはなし会の実施回数と参加者数 (3館延べ回数及び人数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数 (回)	54	85	200	186
参加者数 (人)	284	527	1,265	1,195

※令和2年度、3年度はコロナによる休館及びおはなし会等行事の中止あり

○親子などで読書を楽しむ環境づくり

家族ふれあい読書⁶の推進のため、うちどくりーフレット「よもよも」を毎月作成し配布しました。あわせて、4か月児、10か月児、1歳半児、3歳児、4～5歳児、小学校低学年、中学年、高学年向けのブックリストを作成・配布しました。

また、「毎月23日は朝倉市子ども読書の日」とし、啓発のため、のぼりやポスターを作

² 各機関での主な取り組み…実施率等の数値については、「朝倉市子どもの読書推進計画」の実施状況調査や図書館での統計を基に算出している。

³ ブックスタート…全ての赤ちゃんと保護者に、読み聞かせの大切さや楽しさを伝えながら本を手渡す運動として、1992年にイギリスで始められた。

⁴ ブックトーク…一定のテーマを立て、決まった時間内に何冊かの本を複数の聞き手に紹介すること。

⁵ アニメーション…スペインのモンセラ・サルト氏が、子どもに読書の楽しさを伝えることで、子どもが生まれながらに持っている読む力を引き出そうと開発・体系化した読書指導をさす。間違い探しや、物語の組み立てゲーム等がある。

⁶ 家族ふれあい読書…同じ時間、同じ空間に家族で本を読むことでコミュニケーションをすることを目的としている。

製し、地域コミュニティ協議会や小中学校、保育所（園）・幼稚園・認定こども園に配布しました。

②地域での読書環境づくり

○本のある環境づくり

各地域コミュニティ協議会では、助成金や公共図書館の巡回文庫を活用しながら、図書コーナーの充実及び読書推進のための活動を行いました。

また、地域コミュニティセンターや福祉施設などへの巡回文庫や団体貸出、公共図書館で不用となった児童書の配布を実施するなど、いつでも本に親しむことができる環境づくりに取り組みました。

○おはなし会等の実施

各地域では、地域コミュニティ協議会が中心となった読書祭りや読み聞かせを行ったり、読書ボランティア団体と連携したおはなし会等を実施したりしました。

各地域 17 コミュニティでおはなし会等を開催している団体（ボランティア主催を含む）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施数（団体）	7	4	5	6
実施率（％）	41	24	29	35

（公共図書館を併設したコミュニティを除く）

○読書ボランティアネットワークの構築

市内各地域で活動している読書ボランティア団体で組織した「朝倉市読書団体等連絡会」が主催し、公共図書館との共催による絵本作家の講演会や読書活動推進のボランティア育成講座を開催しました。

③保育所（園）・幼稚園・認定こども園での読書環境づくり

○絵本コーナーの設置

施設内に絵本コーナーを設置し、身近に絵本と触れ合う機会を提供しました。

○読み聞かせやおはなし会の実施

図書館見学の受入、おさんぽおはなし会（出前おはなし会）に出向く等、定期的なおはなし会や読み聞かせを実施しました。

読み聞かせやおはなし会の実施団体数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施数（団体）	21	20	19	20
実施率（％）	100	100	95	100

○移動図書館車の活用

市内の保育所（園）・幼稚園・認定こども園は、公共図書館の移動図書館車「おひさま号」の巡回を利用しました。

おひさま号実施団体数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施数（団体）	21	20	20	20
実施率（％）	100	100	100	100

※実施数の減少は保育所合併に伴うもの

④学校での読書環境づくり

○読書活動等の取り組み

一斉読書活動並びに教職員や PTA、読書ボランティアによる読み聞かせやおはなし会を実施しました。

○学級（学年）文庫等の設置と充実

公共図書館の巡回文庫や団体貸出を活用しながら、学級文庫等を設置し、身近に本がある環境づくりに努めました。

○学校図書館の取り組み

市内全小・中学校に司書を配置し、子どもの読書活動が指導できるよう定期的な研修を実施しました。

子どもたちの読書への興味・関心を高めるため、図書の購入、更新を行いました。

小・中学校の蔵書数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
蔵書数（冊）	197,133	197,133	200,843	204,041
一人当たり蔵書数（冊）	49.8	49.9	51.5	52.0

⑤公共図書館の取り組み

○環境整備

児童書の充実のため、計画的に図書を購入し蔵書の適正管理に努めました。

また、本の知識や司書としての技能・能力を高めるため、各機関の研修会等に参加しました。

児童書冊数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童書冊数（冊）	101,524	104,132	106,879	109,057

○サービスの実施と向上

市内3つの図書館では、赤ちゃんおはなし会や幼児・小学生向けおはなし会など、年齢に沿ったおはなし会を定期的に実施しました。

あさくら図書館では、科学遊びやあおぞらおはなし会等を実施し、絵本と生活を結びつける取り組みを行いました。

はき図書館では、子育て支援センターが行う「子育てサロン」に出向き、絵本の紹介やおはなし会を実施しました。

また、発達段階に応じた絵本を選定したブックリストを作成・配布し、子どもの読書活動の推進に努めました。

ティーンズサービス⁷の充実のため、ポップや飾りを作成し、ティーンズが目を引くようなコーナー作りに努めました。また、読書啓発チラシを作成し、市内の中高生に配布しました。

小学生の図書館見学、夏休み1日図書館員体験、中高生の職場体験やインターンシップの受入れ等子ども達が読書や図書館に興味を持つための取組を行いました。

○連携

学童保育所等への団体貸出や、学校司書との合同研修会の開催、読書ボランティア団体との交流会を行い、各団体との連携と協働に努めました。

「毎月23日は朝倉市子ども読書の日」周知度（％）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域コミュニティ	94	88	82	88
保育所等	95	100	100	95
小・中学校	94	100	100	100

（保育所等とは、保育所（園）・幼稚園・認定こども園のこと）



朝倉市子どもの読書活動推進キャラクター

市内在住の漫画家、竹宮恵子氏から「子ども読書活動推進キャラクター」を提供してもらい、「毎月23日は朝倉市子ども読書の日」の啓発に活用しています。

⁷ ティーンズサービス…子どもと大人の間に位置する中学生や高校生など10代の子どものニーズに沿ったサービス。ヤングアダルト（YA）サービスともいう。

（２）子どもの読書活動推進計画の数値目標に対する現状値

平成 27（2015）年度改訂版「朝倉市子どもの読書推進計画」にて掲げた小中学校の数値目標である「一斉読書活動等の実施率」と「4 月 23 日子ども読書の日⁸の取り組み実施率」のいずれも、減少傾向にあります。

また公共図書館においても、年間貸出冊数が、0 歳～小学生、中・高校生ともに、目標値に達しておらず、更なる取り組みの強化が必要となっています。

《小中学校》

項目 \ 年度	令和2年度 現状値	令和3年度 現状値	令和4年度 現状値	令和5年度 現状値	目標値
一斉読書活動等の実施率	82.0%	82.0%	94.0%	71.0%	100%
4月23日「子ども読書の日」の取り組み実施率	59.0%	65.0%	76.0%	71.0%	100%

《公共図書館》

項目 \ 年度	令和2年度 現状値	令和3年度 現状値	令和4年度 現状値	令和5年度 現状値	目標値
0歳～小学生 一人当たりの年間貸出数	一人当たり 13.5冊	一人当たり 10.5冊	一人当たり 14.5冊	一人当たり 16.2冊	一人当たり 20冊
中・高校生 一人当たりの年間貸出数	一人当たり 2.7冊	一人当たり 2.4冊	一人当たり 2.8冊	一人当たり 2.4冊	一人当たり 5冊

子どもの登録者一人当たりの年間平均利用冊数 ＝ 年間利用冊数 ÷ 人口

⁸ 「子ども読書の日」… 4 月 23 日。平成 13（2001）年 12 月「子どもの読書活動推進に関する法律」により定められている。

3 課題

(1) 読書習慣の定着

本市では子どもの読書習慣の定着を図るため、毎月23日を「朝倉市子ども読書の日」とし、公共図書館をはじめ、地域コミュニティ、保育所（園）・幼稚園・認定こども園や学校において、ポスターやのぼりを掲示するなどの周知活動により、公共施設での周知度は高まってきました。

しかし、子どもが読書習慣を身に付けるには、家庭での読書環境づくりが大切となります。本市では、保護者の読書活動への理解や関心を深めるために「家族ふれあい読書」を推進してきましたが、各種アンケート調査結果から見る限り、各家庭へ十分には浸透していません。

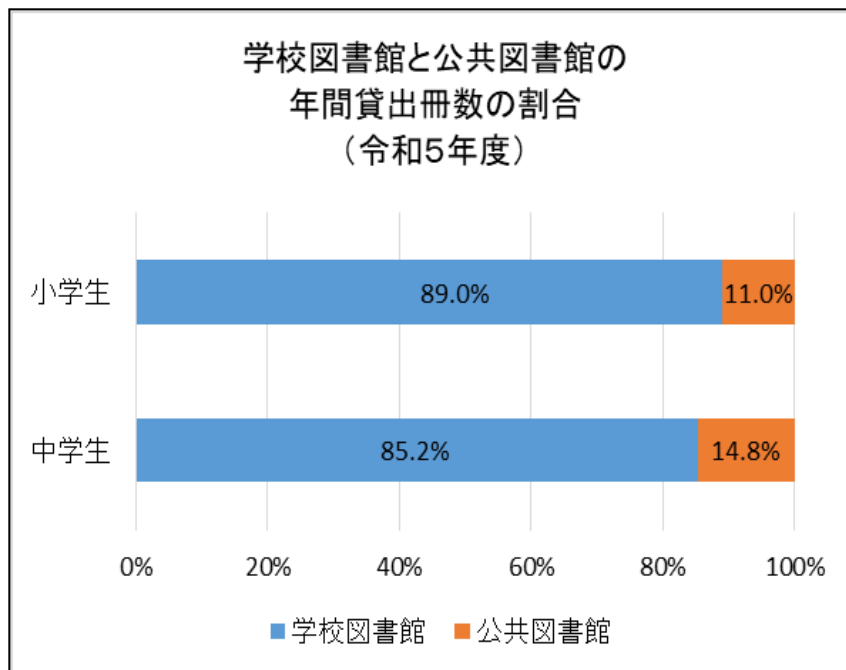
そこで引き続き、読み聞かせや読書の重要性について、さまざまな機会や場所を通して、保護者に働きかけ、家庭で読書を楽しむための環境づくりを推進していくことが望まれます。

また、スマートフォンの普及や、SNS等のコミュニケーションツールの多様化で、子どもを取り巻く生活環境が大きく変化しています。これらは、子どもの読書環境に大きな影響を与えている可能性があり、実態把握を行いその対応策を検討していく必要があります。

(2) 学校図書館と公共図書館の連携

本市の学校図書館と公共図書館の年間貸出冊数の割合は、およそ9：1となっており、学童期の子どもの読書活動を推進する上で、学校図書館が非常に重要な役割を担っていることがわかります。そのため、継続して学校図書館の環境づくりに努めながら、更なる読書活動の推進に向け、学校図書館と公共図書館が相互に情報交換しながら、連携を図っていくことが重要です。

(表5)



（３）電子図書館導入に伴う課題

コロナ禍でも来館せずに読書を楽しめる朝倉市電子図書館を、令和３（2021）年３月 10 日にスタートしました。いつでもどこでもパソコンやスマートフォン等で電子書籍を楽しむことができます。電子図書館でも絵本や児童文学等のコンテンツの充実を図り、小中学校での GIGA スクール構想による 1 人 1 台端末の活用の推進に向けて、学校と連携を進めていく必要があります。

（４）学校図書館の「読書センター」機能と「学習・情報センター」機能の充実

学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）において、義務教育として行われる普通教育の目標の一つとして、「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」（第 21 条第 5 号、平成 19 年改正）と規定されています。また、平成 29（2017）年 3 月に改訂された学習指導要領では、国語科を要として各教科等の特質に応じた、言語活動の充実と読書活動の充実が掲げられています。今後も引き続き、学校図書館の「読書センター」及び「学習・情報センター」としての機能強化が求められています。

（５）公共図書館の読書活動推進

今後も、社会全体として取り組む読書活動を公共図書館が中心となり、家庭、地域、保育所（園）・幼稚園・認定こども園、学校等と情報交換を行いながら、子どもの自主的な読書活動を推進するため、読書活動の意義や重要性について、広く普及啓発に努めることが必要です。特に、人間形成や読書習慣の形成に大きな影響を及ぼすといわれる幼児期の子どもや全国的にも読書離れの傾向がみられる中高生に対し、発達段階に応じた積極的な取り組みを関係機関と連携しながら行う必要があります。



第2章 基本的な考え方

1 基本目標及び基本方針

(1) 基本目標

朝倉市の全ての子どもが、心豊かに成長することを願って、読書の楽しさや喜びに会える読書環境づくりを目指します。

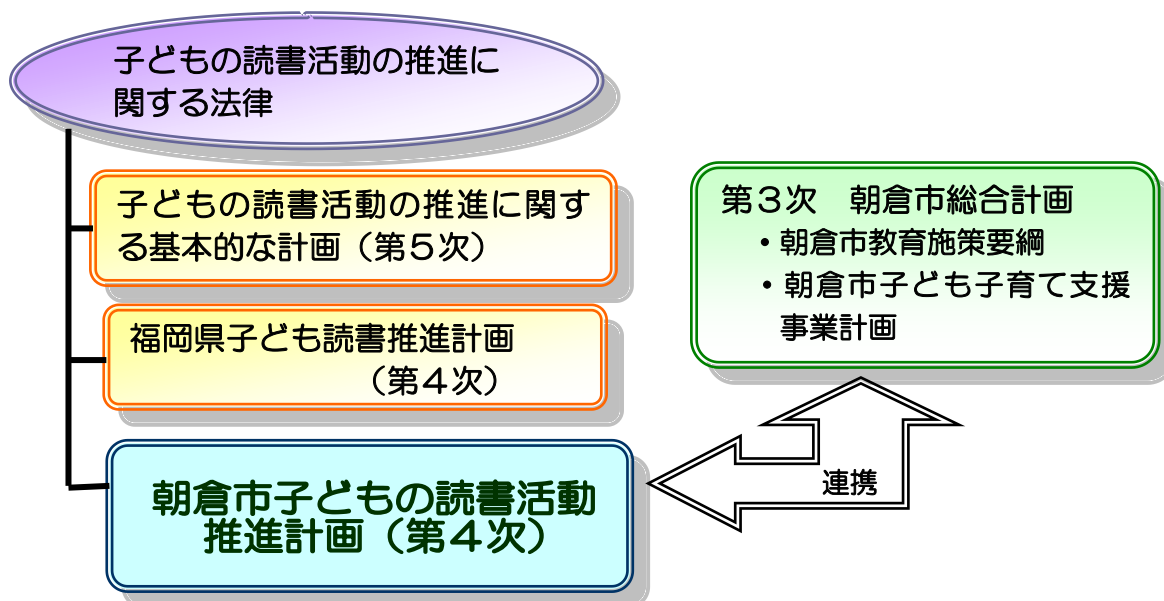
(2) 基本方針

- I 家庭で子どもが本を読むための環境づくりに努めます
- II 地域での読書環境づくりに努めます
- III 保育所（園）・幼稚園・認定こども園、学校での読書環境づくりに努めます
- IV 公共図書館の充実を図ります
- V 公共図書館が中心となり、家庭、地域、保育所（園）・幼稚園・認定こども園、学校等と連携を図りながら、子どもが読書習慣を身につけることができる環境づくりに努めます

2 計画の位置づけ

この計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づく「第5次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」及び「福岡県子ども読書推進計画（第4次）」と連携し、朝倉市の子どもの読書活動を推進するための計画です。

「第3次朝倉市総合計画」を踏まえ、「朝倉市教育施策要綱」や「朝倉市子ども・子育て支援事業計画」等の各分野の計画と整合性を図りつつ、朝倉市における読書活動推進の方向性を示すものです。



3 計画の対象

0歳から概ね18歳以下の子どもとその保護者等

4 計画の期間

令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間

5 推進体制

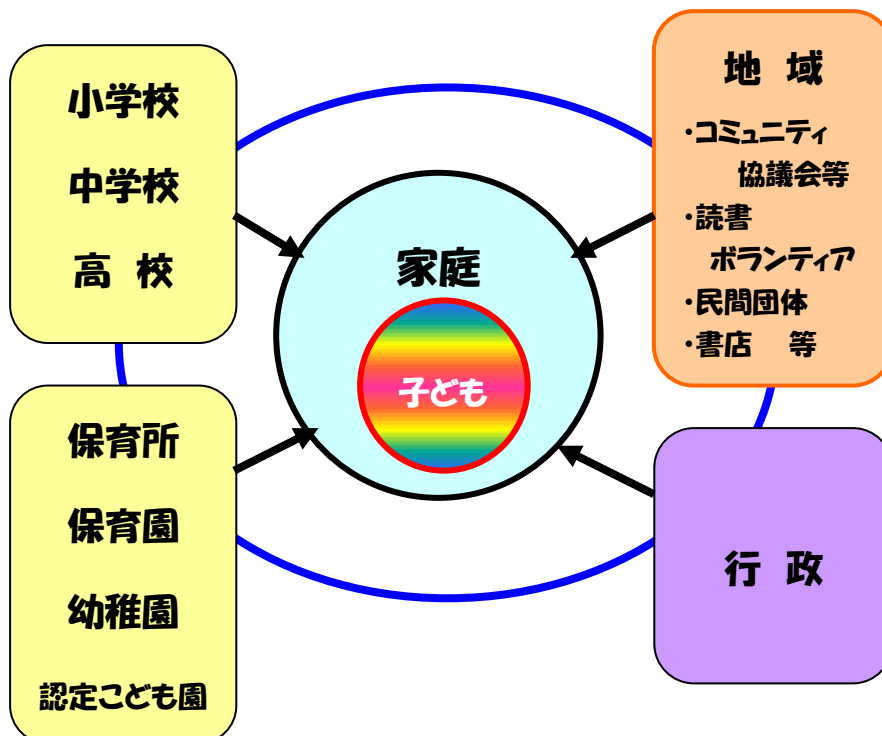
子どもの読書活動推進協議会

子どもの読書活動推進協議会において、毎年度、進捗状況を把握しながら、取り組みの評価、改善を行います。

<構成メンバー>

- コミュニティ事務局長会代表
- 読書団体等連絡会代表
- 学校図書館協議会会長
- 保育協会代表
- 子育て支援ボランティア代表
- その他教育委員会が必要と認める者

子どもを中心におき、家庭、地域、保育所（園）・幼稚園・認定こども園、学校、行政が連携を図りながら推進していきます。



第3章 計画推進のための方策

1 年齢に沿った取り組み

子どもの読書活動は個人によって様々ですが、成長段階における読書の意義を次のように捉えたうえで、表6〈年齢に応じた取り組みの目安〉のような取り組みが必要であると考えます。

(1) 乳幼児期

絵本や物語を読んでもらうことにより、絵本や物語に興味を示すようになる時期です。

保護者をはじめ周囲の大人の語りかけや読み聞かせは、赤ちゃんの聞く力や集中力を養うだけではなく、心の安定につながっていきます。言葉を知るだけではなく、今後の成長において心のよりどころとなります。自我が芽生える3歳頃には理解力も増してくるので、本と触れ合うことによって、健やかな成長を助けてくれます。語りかけや読み聞かせは、親子の心のスキンシップとなり、信頼や絆を深める重要な役割を果たします。

保育所(園)・幼稚園・認定こども園に入ると、集団生活を経験することで、子ども自身の世界も少しずつ広がっていき、言葉も豊かになり、様々なことを学びはじめます。おはなしの内容がよく理解できるようになる時期であり、昔話等の少し長めのおはなしも楽しめるようになります。また、集団での読み聞かせを経験する機会もでてきます。子どもにとって、この時期に出会った絵本や読んでもらった思い出は、いつまでも心に残り、健やかな成長の糧となります。

(2) 小学生の時期

小学校低学年においては、文字を習い、ひとりで読むこともできるようになりますが、おはなしを楽しむという点では、幼児期に引き続き絵本の読み聞かせ等が大切です。読み聞かせを楽しみ、本を好きになることで、読書への関心を高めるとともに、コミュニケーション能力や語彙力の向上につながります。小学校中学年になると、最後まで本を読み通すことができる子どもとそうでない子どもの違いが現れ始めます。読み通すことができる子どもは自分の考え方と比較して読むことができるようになるとともに、読む速度が上がり、多くの本を読むことができるようになります。小学校高学年になると、個性や性別により好みが強くてできます。読み応えのある物語や自分の興味のある各分野の本を選び、楽しみ、読書の幅を広げていきながら、思考力を高め、知識を増やします。その一方、この段階で興味・関心がなくなったり、読書の幅が広がらなくなったりする者が出てくる場合があります。また、インターネット等を通じて疑似的、間接的な体験が増加する反面、人やもの、自然に直接触れるという体験の機会が減少傾向にある時期でもあります。

学校や公共図書館で、たくさんの本と出会うことができる大切な時期でもあり、各機関が協力して、読書活動を推進していくことが重要となります。また、この頃には本を読むことを習慣づけるために、家庭での読書に向けた取り組みが必要です。

（３）中学生の時期

思春期に入り、自らの生き方を模索し始める時期です。また、子どもから大人への過渡期であり、身体的にも精神的にも不安定な時期です。一方、行動範囲も広がり、想像力や判断力等が磨かれ、心身ともに更に成長する大切な時期でもあります。

この時期は、個人的好みが明確になり、勉強やクラブ活動、趣味、ゲーム、インターネット等に関心に移り、読書にかける時間が少なくなる傾向にあります。多読の傾向は減少し、共感したり感動したりできる本を選んで読むようになります。

読書が自己実現の助けとなるように、子どもの個性や自主的な読書を尊重しながら、必要な時には、高度な専門的知識等も情報提供できるように保護者や周囲の大人は読書環境を整え支えていくことが必要です。

（４）高校生の時期

子どもから大人へさらに近づく時期であり、思春期の混乱から脱しつつ、大人の社会でどのように生きるかという課題に対して、真剣に模索する時期です。

読書の目的、資料の種類に応じて、適正に読むことができる水準に達し、知的興味に応じ、一層幅広く、多様な読書ができるようになります。ただし、他の活動が忙しく本を読む時間が少なる傾向にあります。一方、中学生までに本を読む習慣がついておらず、読書に関心を持たない場合もあります。

保護者や周囲の大人は、子どもが限られた時間の中で、読書の優先順位が上がるようなきっかけ作りや、高校生になるまでに読書習慣を身につける環境づくりを行うことが必要です。

２ 子どもの読書への関心を高める取り組み

成長に伴い他の活動への関心が高まり、読書への関心は低くなっていく子どももいます。そのため、読書への関心を高める取り組みを行い続ける必要があります。

特に高校生の時期の子どもの読書への関心を高めるには、友人同士で本を紹介したり、話し合いや批評をしたりする活動が有効だと考えられています。その際、ゲーム感覚で行う手法を取り入れることも有効です。

こうした活動を通じて、「心に残る一冊の本」と出会う読書のきっかけとなることが重要です。



表6 <年齢に応じた取り組みの目安>

(※年齢はあくまで一般的なものであり、個人差があります。)

年齢	望まれる環境整備とその効果	具体的方法
乳幼児 (0歳～ 3歳頃)	●親子での取り組みが大切である。絵本等を使って、おはなしや声かけをたくさんしてあげる。(リズミカルな言葉で、日常的なものが好ましい。) → 大人の言葉に耳をすませることができるようになり、聞く力が育つ。	・ブックスタート ・声かけ ・スキンシップあそび
(3歳～ 6歳頃)	●本の中には、楽しいことが詰まっているということを、子どもに伝える。(絵本等では)絵と言葉を合わせる。 → 本を媒介にしてコミュニケーションをとることができ、理解力、集中力がつく。 ●おはなしを楽しめるようになったら、ストーリーのあるものを読んであげる。 → 子どもは想像力を働かせ、擬似体験をすることで、本の世界を体験することができるので、感性、想像力が豊かになる。 ●地域コミュニティ、公共図書館、子育て支援センター等で実施されているおはなし会に参加する。 → 集団でのおはなし会に慣れていき、長めのおはなしも聞けるようになる。 ●自分で本が読めるようになってくるので、身近にたくさんの種類の本がある環境を作ってあげる。 → 自分の読みたい本を選べるようになる。	・家族ふれあい読書 ・読み聞かせ ・手あそび ・うたあそび ・わらべうた ・紙しばい ・おはなし会 ・クイズ ・しかけ絵本 ・人形劇
小学生 (低学年)	●学校での読書指導がはじまり、多くの本と出会う時期なので、読書することは楽しいということを学び、家庭での読書を楽しむことができる。 → 読書習慣が身につく。	・読み聞かせ ・おはなし会 ・読書相談(良書の紹介) ・一斉読書
(中学年 以上)	●読書から離れやすい時期なので、子どもが本を読みたくなるような働きかけと、本の紹介等を行う。 → 子どもが、幅広い分野の中から、興味のある本を選べるようになる。(本を選ぶ力がつく。) ●学校の授業の中で、学校図書館を利用する。 → 学習指導要領等を踏まえた積極的な読書活動により、読書の質を高める。	・アニメーション ・ブックトーク ・ストーリーテリング⁹
中高生	●関心や興味に沿った魅力的・専門的図書等の資料がある環境をつくる。 → 個性や自主性を尊重しながら、本を選択できる。	

ブックスタート…赤ちゃんと保護者に、絵本の読み聞かせの楽しい体験と絵本を手渡す取組。

アニメーション…子どもの読書の楽しさを伝え、自主的に読む力を引き出す参加型の活動。ゲーム等。

ブックトーク…テーマを定めて、テーマ関連本を数冊紹介し、本に興味を抱かせる方法。

⁹ ストーリーテリング…物語のおはなしを覚えて、語って聞かせること。素話、語りとも言われる。

3 施策体系表

【基本方針】

I 家庭で子どもが
本を読むための
環境づくり

【施策】

(1) 家庭で子どもが
本を読むための
取り組み

【施策項目】

- ①保護者の読書の意義や重要性の理解促進及び啓発
- ②家庭での読み聞かせの推進
- ③家庭での読書の取り組み

II 地域(コミュニ
ティ協議会、ボ
ランティア等)
での読書環境
づくり

(1) コミュニティ協議会等
での読書環境づくり

- ①本のある環境づくり
- ②おはなし会等の実施

(2) 読書ボランティアと
の連携と協働

- ①地域間の連携
- ②積極的な活動の支援

(3) 民間団体や事業者
等との連携と協力

- ①市民一丸となった推進協力体制づくり

III 保育所(園)・幼
稚園・認定子ども
園、学校での
読書環境づくり

(1) 保育所(園)・
幼稚園・認定こど
も園の取り組み

- ①本のある環境づくり
- ②読み聞かせやおはなし会の実施
- ③移動図書館車の活用
- ④家庭との連携
- ⑤研修会等の実施及び参加

(2) 学校の取り組み

- ①一斉読書活動等の取り組み
- ②読書活動の充実
- ③読み聞かせやブックトーク等の実施
- ④PTAや読書ボランティアとの連携
- ⑤学級(学年)文庫等の設置と充実
- ⑥「子ども読書の日」等における読書活動
- ⑦多様な子ども達への配慮
- ⑧司書教諭の配置
- ⑨GIGAスクール構想による端末活用(電子図書館など)

(3) 学校図書館の
取り組み

- ①学校司書の配置と研修の充実
- ②学校図書館の整備と充実
- ③公共図書館との連携

IV 公共図書館の
取り組み

(1) 環境の整備

- ①施設整備
- ②専門職員の配置と育成
- ③資料整備

(2) サービスの実
施と向上

- ①ブックスタート事業の推進
- ②おはなし会等の実施や本の紹介
- ③ティーンズサービスの充実
- ④巡回文庫(団体貸出)や移動図書館車による貸出
- ⑤多様な子ども達への配慮(読書バリアフリー法によるサービス含む)
- ⑥各団体との連携と協働
- ⑦電子図書館サービスの推進

(3) 広報及び啓発
活動

- ①広報
- ②講座や講演会の実施

V 公共図書館、家庭、地域、保育所(園)・幼稚園・認定子ども園、学校等の連携

4 具体的な取り組み

基本方針（Ⅰ～Ⅴ）に基づいて、次のように取り組みます。

Ⅰ 家庭で子どもが本を読むための環境づくり

子どもの生活の中心となるのは家庭です。家庭での読書への理解や関心は、子どもが読書習慣を身につけるうえで大変重要です。

（１）家庭で子どもが本を読むための取り組み

① 保護者の読書の意義や重要性の理解促進及び啓発

・ブックスタート事業の実施

現在市では、ブックスタート事業として生後4か月の赤ちゃんとその保護者を対象にブックスタートを、1歳6か月の赤ちゃんとその保護者を対象にブックスタートフォローアップを実施しています。この事業は、絵本を開く体験と一っしょに絵本を手渡し、心ふれあうひとときを持つきっかけづくりであり、保護者が読み聞かせや読書をするものの意義等について、関心と理解を深めるよい機会です。また、プレパパママを対象とした啓発に努め、公共図書館、市健康課、ボランティアスタッフが連携協力し、ブックスタート事業を継続して実施します。

・おはなし会等の参加呼びかけと内容の充実

公共図書館やコミュニティ協議会等のおはなし会の開催について家庭に広く周知できるように努め、内容の充実を図ります。

・「子ども読書の日」及び「こどもの読書週間」¹⁰等の取り組み

「子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年12月施行）」において、4月23日は、「子ども読書の日」と定められています。その日を含む「こどもの読書週間」及び「読書週間」¹¹、「朝倉市子ども読書の日」等は、読書へ関心を持つ良い機会です。その時にあわせ、公共図書館等でも子どもが読書への関心を高める行事や展示等を実施します。

・研修会や講座、講演会の開催

読み聞かせや読書をするものの意義等子どもの読書活動について、保護者や地域、それに関わるボランティア等がより関心と理解を深めるために、研修会や講座、講演会を開催します。

¹⁰ 「こどもの読書週間」…4月23日～5月12日 平成12（2000）年「子ども読書年」に設けられた。

¹¹ 「読書週間」…毎年10月27日～11月9日を読書普及のための週間としている。

② 家庭での読み聞かせの推進

発達段階に見合った絵本リスト等を活用しながら、子どもの成長に応じた図書情報を提供します。

③ 家庭での読書の取り組み

家庭での読書を推進するため、「朝倉市子ども読書の日」や「家族ふれあい読書」に取り組み、親子や地域等で、子どもと大人が一緒に本に親しむことを推進します。

Ⅱ 地域（コミュニティ協議会、ボランティア等）での読書環境づくり

地域には、コミュニティセンターや子育て支援施設等様々な役割を持つ施設があります。地域の中で子どもが本と出会い、親子や友だちと読書に親しみ、コミュニケーションが図れるような環境が大切になってきます。

(1) コミュニティ協議会等での読書環境づくり

① 本のある環境づくり

コミュニティセンター等で、子どもが身近に本と親しむことができる環境づくりを推進します。

② おはなし会等の実施

子どもが本と出会い、親しむために、おはなし会や読書まつり等の実施を推進し、併せて、積極的に広報活動を行います。また、「朝倉市子ども読書の日」や「家族ふれあい読書」の取り組みを推進し啓発等に努めます。

(2) 読書ボランティアとの連携と協働

① 地域間の連携

読書ボランティアは地域での活動が中心ですが、地域間の交流や他の団体、コミュニティ協議会等と連携を図り、幅広く活動ができるよう支援します。

② 積極的な活動の支援

公共図書館が中心となり、市内読書ボランティア団体のネットワーク化を図り、連携を深めながら、情報の共有やスキルアップ研修を行う等活動を支援します。

(3) 民間団体や事業者等との連携と協力

① 市民一丸となった推進協力体制づくり

子どもに関わるすべての個人、団体（NPO等）、事業者（書店、病院、保健施設等）がそれぞれの知識、経験、情報を持ち寄り、市民一丸となって読書環境づくりができるように推進していきます。

Ⅲ 保育所（園）・幼稚園・認定こども園、学校での読書環境づくり

保育所（園）・幼稚園・認定こども園や学校は、子どもがたくさんの本と出会える場です。そのことは、家庭にもフィードバックされ、本への興味や関心を高めてくれます。また学校図書館は、子どもの最も身近にある図書館として、読書指導や資料提供を行う等とても重要な役割を担っています。

（１） 保育所（園）・幼稚園・認定こども園の取り組み

① 本のある環境づくり

子どもが身近に本と親しむことができるように、絵本コーナーの設置や絵本を多くそろえる等の環境づくりに努めます。

② 読み聞かせやおはなし会の実施

就学前の子どもへの読書の働きかけは、読み聞かせが中心となります。読み聞かせやおはなし会を行うことにより、本やおはなしの楽しさと出会う機会を多くつくります。図書館にきてもらうだけでなく、図書館から出向いてのおはなし会（おさんぽおはなし会）も行います。

③ 移動図書館車の活用

移動図書館車「おひさま号」が保育所（園）・幼稚園・認定こども園に出向き、子どもが自分で本を選び、自分のカードで本を借りる図書館体験や、本に親しむ機会をつくります。

④ 家庭との連携

読書活動について、保育所（園）・幼稚園・認定こども園と保護者が情報を共有し連携を深めていけるように努めます。また、「朝倉市子ども読書の日」や「家族ふれあい読書」等の取り組みを推進し読書活動の啓発等に努めます。

⑤ 研修会等の実施及び参加

読み聞かせでの本の選び方、読み聞かせの手法等を学ぶため、保育士、幼稚園教諭の研修会や講演会への参加を推進します。

（２） 学校の取り組み

① 一斉読書活動等の取り組み

引き続き一斉読書活動を実施することで、子どもが本とふれあう時間をつくり、読書習慣が身につくように努めます。

② 読書活動の充実

各教科や総合的な学習の時間等に、意図的かつ計画的に学校図書館を利用します。

③ 読み聞かせやブックトーク等の実施

本に対する興味や関心を高めるために、読み聞かせ、ストーリーテリング、ブックトーク等を実施します。

④ P T Aや読書ボランティアとの連携

教諭、保護者ともに読書活動への関心と理解を深めるため、研修会等への積極的な参加を推進します。また、学校、保護者、読書ボランティアが連携して行事に取

り組み、子どもの読書への関心が更に高まるように努めます。

⑤ 学級（学年）文庫等の設置と充実

学級文庫や学年文庫を設置することで、身近に本を手にとることができる環境をつくれます。（一時的設置も含む。）また、公共図書館の団体貸出等を利用し、多くの本と出会うことができるように努めます。

⑥ 「子ども読書の日」等における読書活動

「子ども読書の日」や「こどもの読書週間」、「読書週間」等にあわせ、子どもが読書への関心を高める行事を実施します。

⑦ 多様な子ども達への配慮

学校で読書活動をする上で、障がいを持つ子どもや外国語圏の子ども等特別な支援が必要な子どもにむけた資料の収集、提供に努めます。

⑧ 司書教諭¹²の配置

学校図書館法に基づき、子どもの読書活動に必要な司書教諭を配置します。

⑨ GIGA スクール構想による端末活用

GIGA スクール構想により配布された一人一台の端末を使用して、公共図書館の電子図書館を活用する取り組みを推進します。

(3) 学校図書館の取り組み

① 学校司書¹³の配置と研修の充実

学校司書を継続的に配置し、子どもの読書活動を指導できるよう努めます。

② 学校図書館の整備と充実

学校図書館の蔵書数や読書スペースの確保、管理システムの更新・ネットワーク化等を行い、学校図書館の整備、充実に努めます。

③ 公共図書館との連携

中央図書館、あさくら図書館、はき図書館と連携を図りながら、講座、研修への参加等、積極的に情報の交換を行います。また、「朝倉市子ども読書の日」や「家族ふれあい読書」の取り組みを推進し啓発等に努めます。

¹² **司書教諭**…教員免許を持ち司書教諭講習を修了した者。学校図書館法により「司書教諭を12学級以上の学校図書館に配置する」と規定されている。

¹³ **学校司書**…学校図書館業務に対応するため配置された司書。司書教諭は必ずしも専任ではないため、学校では、司書が学校図書館業務を行っている。

▽ 数値目標（小学校・中学校）

数値目標を次のように定めます。

項目 \ 年度	令和5年度現状値	令和11年度目標値
一斉読書活動等の実施率	71.0%	100%
4月23日「子ども読書の日」の取り組み実施率	71.0%	100%

IV 公共図書館の取り組み

公共図書館は、子どもが本を読みたいとき、大人が子どものために本を必要としたときに、それに答えることができる施設でなければなりません。

公共図書館は、施設整備や図書資料の充実を図るとともに、専門職員の配置を継続しながら、各機関との調整等で中心的な役割を果たし、子どもの読書活動を推進していくための読書環境づくりに努めます。

（１）環境の整備

① 施設整備

地域格差のない図書館サービスを提供するため、中央図書館、あさくら図書館、はき図書館、移動図書館車等の施設の維持管理を適切に行います。

② 専門職員の配置と育成

子どもの読書活動を推進するため専門的知識、技術を持った職員の配置を行い、クオリティの高い事業の継続的な実施に努めます。また、定期的に研修等を行い、職員のスキルアップを図っていきます。

③ 資料整備

子どもの読書活動の推進に必要な資料収集に努めます。併せて、福岡県立図書館や近隣図書館と相互貸借制度¹⁴等で連携を図り、必要な資料の提供に努めます。

（２）サービスの実施と向上

① ブックスタート事業の推進

ブックスタート事業を継続しながら、家庭での読書活動を支援します。併せて、ブックスタート事業を受けられなかった家庭へのフォローに努めます。

② おはなし会等の実施や本の紹介

年齢に応じたおはなし会等の実施や積極的に本の紹介を行うことで、子どもが本に出会える機会を多くつくります。

¹⁴ 相互貸借制度…福岡県内の図書館で、所蔵していない資料を相互に貸し借りすることで、各館の経費削減や、サービスの向上を目指す制度。

③ ティーンズサービスの充実

読書離れの傾向が懸念される中高生の読書活動を推進するため、ティーンズコーナーの図書の実装を図り、提供に努めます。

④ 巡回文庫（団体貸出）や移動図書館車による貸出

コミュニティセンターや学校、子育て支援センター、学童保育所、児童養護施設、読書ボランティア団体への団体貸出の実施や、移動図書館車「おひさま号」の保育所（園）・幼稚園・認定こども園への巡回を行い、身近に本と親しむことができる環境をつくります。

⑤ 多様な子ども達への配慮

障がいを持つ子どもや、外国語圏の子ども、保護者と離れて暮らしている子ども等、読書活動をするうえで、特別な支援が必要な子どもに向けての多様な資料収集（デジター、LL ブック、サピエ図書館との連携等）及びバリアフリーサービスの提供に努めます。

⑥ 各団体との連携と協働

小中高等学校や保育所（園）・幼稚園・認定こども園、コミュニティ協議会、読書ボランティア団体、学童保育（放課後児童クラブ）等と連携を図りながら、事業の実施やスキルアップを支援します。また、「朝倉市子ども読書の日」や「家族ふれあい読書」の取り組みを推進し啓発等を行います。

⑦ 電子図書館サービスの推進

令和3年3月に開始した電子図書館の資料収集及び利用を促進し、時間や場所を問わず読書を楽しめる環境づくりに努めます。

（3）広報及び啓発活動

① 広報

子どもの読書活動に関わる事業や本の紹介等の情報を市の広報紙や図書館だより、図書館ホームページ等で提供し、読書活動への啓発を行います。

② 講座や講演会の実施

子どもの読書活動に携わる人々への講座や講演会等の実施により、読書活動の意義や本の楽しさを伝え、啓発を行います。併せて、技術的なスキルアップを図り、市全体の読書環境の実装に努めます。

▽ 数値目標（公共図書館）

数値目標を次のように定めます。

項目 \ 年度	令和5年度現状値	令和11年度目標値
0歳～小学生 一人当たりの年間貸出冊数	一人当たり 16.2冊	一人当たり 20冊
中高生 一人当たりの年間貸出冊数	一人当たり 2.4冊	一人当たり 5冊

* 算出方法：（年代別一人当たりの年間貸出冊数）＝（年代別年間貸出冊数）／（市年代別人口）

“連携”をキーワードとした読書環境づくり

親子で本を読もう

家庭での取り組み

- 読み聞かせ等の実施
- 家族の読書への関わり
- 身近に本がある環境づくり
- テレビやゲームから離れる時間づくり
- 図書館の活用、おはなし会参加

地域での取り組み

- 読書ボランティアの育成や積極的な活動支援
- 読書ボランティアのネットワーク化
- 読書への理解を深める事業の実施
- コミュニティセンター図書室の充実
- コミュニティセンターでのおはなし会の実施

本に親しむ機会

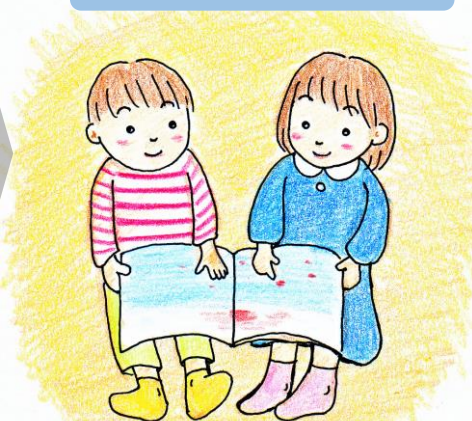
をつくろう

保育所（園）・幼稚園・認定こども園での取り組み

- 読み聞かせの実施
- 読書ボランティアとの連携
- 絵本スペースの設置
- 先生向けの研修
- 保護者向けの研修
- 移動図書館車活用
- 保護者への働きかけ

朝倉市子ども読書の日（毎月23日）の取り組み

「家族ふれあい読書」の推進



朝倉市の子ども

たくさん

本をよもう

学校での取り組み

- 司書の配置・育成
- 読書指導
- 学校図書館の充実
- 学級文庫等の充実
- 読書ボランティアとの連携
- 一斉読書活動の実施
- 教員等を対象とした研修
- 巡回文庫活用
- 保護者への働きかけ
- 電子図書館の活用

図書館が連携の中心となり、本に親しむ環境をつくります

朝倉市図書館の取り組み

家庭・地域・ボランティア支援

- ティーンズコーナーの充実
- 読書ボランティア活動支援
- ブックスタート事業の実施
- 読書相談の実施
- 講演会や講座等の実施

- 子ども図書館機能
- 広報の徹底
- おはなし会の実施
- 研修会等の実施
- 本の紹介

保育所（園）・幼稚園・認定こども園

- 移動図書館車巡回
- 学校図書館への団体貸出、学級文庫等の支援
- 出前おはなし会
- 司書の派遣、相談、協議

毎月 23 日は、 「朝倉市子ども読書の日」です。

毎年 4 月 23 日は、
国が定めた「子ども読書の日」です。
朝倉市では、これにちなみ、毎月 23 日を
「朝倉市子ども読書の日」
とします。

テレビやゲーム、インターネットから離れて
家庭、保育所(園)・幼稚園、学校、地域等で
子どもと大人と一緒に本に親しみましょう。

◆ 「朝倉市子ども読書の日」の啓発・推進

- ・読み聞かせの推進
- ・家族ふれあい読書の推進
- ・公共図書館でのおはなし会の実施やおすすめ本の情報提供 等

【家族ふれあい読書とは…】

子どもが読書習慣を身に付けるためには、日常生活の中や家庭での読書環境づくりが大切です。

家族ふれあい読書は、同じ時間、同じ空間に家族で本を読むことでコミュニケーションをとることを目的としています。

第4章 施策

計画の推進のために、次のような施策に取り組めます。

I 家庭で子どもが本を読むための読書環境づくり

家庭で推進していく取り組みです。

(1) 家庭で子どもが本を読むための取り組み

項目	取り組み内容	実施区分	関係・実施団体等
①保護者の読書の意義や重要性の理解促進及び啓発	○プレパパママクラス等での読み聞かせの実演及び資料配布	継続	健康課
	○ブックスタート事業の実施	継続	子ども未来課
	○おはなし会の参加の呼びかけと内容の充実	継続	保育所(園)・幼稚園・認定こども園
	○「子ども読書の日」及び「読書週間(春・秋)」の行事等の取り組み	継続	教育課
	○研修会や講座、講演会の開催	継続	小中学校 総務財政課 コミュニティ協議会等
②家庭での読み聞かせの推進	○絵本リストによる情報提供	継続	文化・生涯学習課
③家庭での読書の取り組み	○「朝倉市子ども読書の日」や「家族ふれあい読書」の広報、啓発	充実	公共図書館

【施策表の用語説明】

実施区分	新規	＝	新たに取り組んでいくもの
	継続	＝	現状を継続していくもの
	充実	＝	現在取り組んでいるが、更に充実させていくもの
関係・実施団体等	取組みを行う主体や関係する行政担当課、民間団体等を記しています。		

Ⅱ 地域（コミュニティ協議会、ボランティア等）での読書環境づくり

地域で読書活動を推進していくための取り組みです。

(1) コミュニティ協議会等での読書環境づくり

項目	取り組み内容	実施区分	関係・実施団体等
①本のある環境づくり	○コミュニティセンター図書室の充実	継続	総務財政課 コミュニティ協議会等 文化・生涯学習課 公共図書館
②おはなし会等の実施	○おはなし会等の実施	継続	
	○読書ボランティアとの連携	継続	
	○コミュニティ講座等の実施	継続	
	○「朝倉市子ども読書の日」や「家族ふれあい読書」の広報、啓発	充実	

(2) 読書ボランティアとの連携と協働

項目	取り組み内容	実施区分	関係・実施団体等
①地域間の連携	○おはなし会等の共催や交流事業の実施	継続	総務財政課 コミュニティ協議会等 文化・生涯学習課 公共図書館 読書ボランティア団体
	○情報交換会、研修会の実施	継続	
②積極的な活動の支援	○読書ボランティアネットワークの構築	継続	
	○スキルアップ講座等の実施	継続	
	○ボランティア育成のための支援	継続	

(3) 民間団体や事業者等との連携と協力

項目	取り組み内容	実施区分	関係・実施団体等
①市民一丸となった推進協力体制づくり	○地域で読書活動推進ができる環境づくり	充実	朝倉市全体
	○事業者との情報交換や協働	充実	
	○民間の力を活用した読書環境づくり	充実	

Ⅲ 保育所（園）・幼稚園・認定こども園、学校での読書環境づくり

保育所（園）・幼稚園・認定こども園、学校で推進していく取り組みです。

(1) 保育所（園）・幼稚園・認定こども園の取り組み			
項目	取り組み内容	実施区分	関係・実施団体等
①本のある環境づくり	○絵本コーナーの設置	継続	保育所（園）・幼稚園・認定こども園 子ども未来課 公共図書館
	○絵本等の購入	継続	
②読み聞かせやおはなし会の実施	○定期的なおはなし会や読み聞かせの実施	継続	
	○おはなし会や読み聞かせ等のスキルアップ講座の実施	継続	
③移動図書館車の活用	○移動図書館車「おひさま号」による絵本の貸出	継続	
④家庭との連携	○保護者会等で、読書活動推進のための事業の実施	継続	
	○「朝倉市子ども読書の日」や「家族ふれあい読書」の広報、啓発	充実	
⑤研修会等の実施及び参加	○読書活動に関する情報の提供、共有	継続	
(2) 学校の取り組み			
項目	取り組み内容	実施区分	関係・実施団体等
①一斉読書活動等の取り組み	○定期的に児童、生徒たちが読書をする時間づくり	継続	小中学校 教育課 文化・生涯学習課 公共図書館
②読書活動の充実	○学校図書館の計画的な利用	継続	
③読み聞かせやブックトーク等の実施	○教諭や児童、生徒同士による読み聞かせの実施	継続	
	○おはなし会やブックトーク等の実施	継続	
④PTAや読書ボランティアとの連携	○研修会等の実施	継続	
	○読み聞かせ、おはなし会への参加の呼びかけ	継続	

(2) 学校の取り組み

項目	取り組み内容	実施区分	関係・実施団体等
⑤学級（学年）文庫等の設置と充実	○学級文庫等を設置し、身近に本がある環境づくり	継続	小中学校 教育課 文化・生涯学習課 公共図書館
⑥「子ども読書の日」等における読書活動	○おはなし会や読書行事の実施	継続	
⑦多様な子ども達への配慮	○個に応じた適切な図書の選定や読書活動の工夫	継続	
⑧司書教諭の配置	○必要な司書教諭の配置	継続	
⑨GIGA スクール構想による端末活用（電子図書館など）	○朝読等での電子図書館の活用	新規	

(3) 学校図書館の取り組み

項目	取り組み内容	実施区分	関係・実施団体等
①学校司書の配置と研修の充実	○小中学校の学校図書館への司書配置	継続	小中学校 教育課 文化・生涯学習課 公共図書館
	○学校司書の研修	継続	
②学校図書館の整備と充実	○図書管理システムの更新	継続	
	○書架の整備	継続	
	○図書の購入、更新	継続	
③公共図書館との連携	○図書資料の団体貸出の実施	継続	
	○学校図書館協議会と公共図書館との連絡会議や研修会の実施	継続	
	○「朝倉市子ども読書の日」や「家族ふれあい読書」の広報、啓発	充実	
	○小中学校での電子図書館の活用	新規	

IV 公共図書館の取り組み

公共図書館で推進していく取り組みです。

(1) 環境の整備			
項目	取り組み内容	実施 区分	関係団体等
①施設整備	○子ども図書館としての機能充実	継続	—
	○移動図書館車の維持、整備	継続	
②専門職員の配置と育成	○図書に精通した司書の配置	継続	
	○児童向け研修会等への参加	継続	
③資料整備	○子どもの読書活動に必要な図書の積極的な収集及び所蔵	継続	
(2) サービスの実施と向上			
項目	取り組み内容	実施 区分	関係団体等
①ブックスタート事業の推進	○ブックスタート事業の実施	継続	健康課
	○ブックスタートボランティアスタッフの研修	継続	
②おはなし会等の実施や本の紹介	○年齢に沿ったおはなし会の実施	継続	—
	○絵本リスト等の作成	継続	
③ティーンズサービスの充実	○ティーンズコーナーの充実	充実	
④巡回文庫（団体貸出）や移動図書館車による貸出	○巡回文庫の実施、充実	継続	—
	○移動図書館車による貸出	継続	保育所（園）・幼稚園・認定こども園
⑤多様な子ども達への配慮（読書バリアフリー法によるサービス含む）	○資料の収集、貸出	充実	子ども未来課
	○特別な支援が必要な子どもが集う施設等への団体貸出	充実	
		○サピエ図書館の周知、活用	新規

(2) サービスの実施と向上			
項目	取り組み内容	実施区分	関係団体等
⑥各団体との連携と協働	○学童保育（放課後児童クラブ）への団体貸出等の活動支援	継続	子ども未来課
	○学校図書館協議会との連携および学校司書との連携の強化	充実	学校図書館協議会
	○コミュニティ協議会との連携	継続	総務財政課
	○子育て支援センター等との連携	継続	子ども未来課
	○各団体への図書館職員の派遣	継続	—
	○読書ボランティア団体との交流や連絡会、ネットワークの構築	継続	読書ボランティア団体
	○「朝倉市子ども読書の日」の啓発や「家族ふれあい読書」の推進	充実	朝倉市全体
⑦電子図書館サービスの推進	○資料の収集	新規	小中学校教育課
	○学校図書館との連携、支援	新規	文化・生涯学習課
	○利用推進のための広報活動	新規	公共図書館
(3) 広報及び啓発活動			
項目	取り組み内容	実施区分	関係団体等
①広報	○広報あさくらや図書館だよりでの情報提供	継続	人事秘書課
	○ホームページやSNSを活用した広報活動	充実	
②講座や講演会の実施	○子どもと読書に関する講座の実施	継続	—
	○児童書や読書活動に関する講演会の実施	継続	
	○読み聞かせ、おはなし会等の技術実践講座の実施	継続	

V 公共図書館、家庭、地域、保育所（園）・幼稚園・認定こども園、学校等の連携

項目	取り組み内容	実施区分	関係・実施団体等
前述Ⅰ～Ⅳをご参照ください。		継続	朝倉市全体

資 料 編

- 1 朝倉市子どもの読書活動推進協議会設置要綱 資料 1
- 2 朝倉市子どもの読書活動推進協議会委員名簿 資料 2
- 3 子どもの読書活動の推進に関する法律 資料 3
- 4 第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画の概要… 資料 4

1 朝倉市子どもの読書活動推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 「子どもの読書活動の推進に関する法律」(平成13年法律第154号)第9条第2項の規定に基づく朝倉市子どもの読書活動推進計画の策定及び推進のため、朝倉市子どもの読書活動推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 「朝倉市子どもの読書活動推進計画」の策定、推進、評価等に関すること。
- (2) その他協議会の目的達成に必要なこと。

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる委員7名以内で組織する。

2 協議会に会長及び副会長を置き、委員の中から互選により定める。

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第4条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(ワーキンググループの設置)

第5条 第2条で定める事項の具体的な調査及び推進を行うため、庁内ワーキンググループを置くことができる。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、教育部文化・生涯学習課図書館係に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則(平成21年告示第12号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年告示第6号)

この要綱は、平成23年2月21日から施行する。

附 則（平成 25 年告示第 9 号）
この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年告示第 7 号）
この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成 29 年告示第 8 号）
この要綱は、公布の日から施行する。

（別表）
朝倉市子どもの読書活動推進協議会委員

所 属 ・ 職 名
コミュニティ事務局長会 代表
読書団体等連絡会 代表
学校図書館協議会 会長
保育協会 代表
子育て支援ボランティア 代表
その他教育委員会が必要と認める者

資料 2

2 朝倉市子どもの読書活動推進協議会委員名簿

<委員>

所 属 ・ 職 名	氏 名
コミュニティ事務局長会 代表	日 隈 繁 夫
読書団体等連絡会 代表	西 岡 ゆかり
学校図書館協議会 会長	塚 本 成 光
保育協会 代表	柴 田 敏 江
子育て支援ボランティア 代表	矢 野 清 美
その他教育委員会が必要と認める者	—

3 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成十三年十二月十二日法律第百五十四号）

（目的）

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○ 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。

二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。

三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。

四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。

五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。

六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画の概要

趣旨	
○ 「子どもの読書活動の推進に関する法律」(H13)に基づき、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(計画期間はおおむね5年)を策定 ○ 子どもの読書活動の推進に関する有識者会議による議論を経て、R5～9年度の子どもの読書活動推進に関する基本方針と具体的方策を明らかにする	
第1章 近年における子どもの読書活動に関する状況等	
子どもの読書活動に関する取組の現状	
○ 増加している点：図書館数、図書館でのオンライン閲覧目録の導入率、学校司書を配置する学校等の割合は増加 ○ 減少している点：図書館の児童用図書の出貸冊数、全校一斉の読書活動を行う学校の割合は減少	
子どもの読書活動の現状	
不読率の現状	新型コロナウイルスの感染拡大
目標：R4年度末までに不読率：小学生2%以下、中学生8%以下、高校生26%以下 ※不読率＝1か月の間に本を1冊も読まない児童生徒の割合 現状：不読率の推移(%) いずれの学校段階でも数値目標は達成されていない R4：小学生6.4%、中学生18.6%、高校生51.1% (全国学校図書館協議会「学校読書調査」)	○ 各学校の臨時休業、図書館の臨時休館等により、図書へのアクセスがしにくい状況が影響を与えた可能性 ○ 小学生から高校生までの子供の不読率は、令和元年度から令和3年度、全国一斉臨時休業等を経て上昇 ※令和元年～2年、自宅学習が難しい小学校低学年、中学校、高等学校入学直後の学年に不読率が特に上昇、本を読む時間が減少、漫画や雑誌を読む時間が増加 (令和4年度子供の読書活動の推進に関する有識者会議(第4回)発表資料)
読書量・読解力の現状	
	○ 1か月の平均読書冊数は、いずれの学校段階でも、推進法が制定された平成13年よりも令和4年の方が多い(小学生6.2冊→13.2冊、中学生2.1冊→4.7冊、高校生1.1冊→1.6冊) (全国学校図書館協議会「学校読書調査」) ○ 日本の子どもの読解力の平均得点は、OECD平均より高得点のグループに位置している(加盟国37か国中11位) ※日本は漫画やフィクションを読む生徒の割合が高い。新聞、フィクション、ノンフィクション、漫画のいずれも、よく読む生徒の読解力の得点が高い (OECD 生徒の学習到達度調査2018年調査)

第2章 基本的方針

急激に変化する時代において、必要とされる資質・能力を育む上で、**読解力や想像力、思考力、表現力等を養う読書活動の推進は不可欠であり、全ての子どもたちが読書活動の恩恵を受けられるよう**、以下の点を考慮し、社会全体で子どもの読書活動を推進する

1 不読率の低減

就学前からの読み聞かせ等の促進、入学時等の学校図書館のオリエンテーション等の充実

不読率が高い状態の続く高校生：探究的な学習活動等での図書館等の活用促進、大人を含めた読書計画の策定等

2 多様な子どもたちの読書機会の確保

障害のある子ども、日本語指導を必要とする子ども等、多様な子どもの可能性を引き出すための読書環境を整備

3 デジタル社会に対応した読書環境の整備

社会のデジタル化、GIGAスクール構想等の進展等を踏まえ、言語能力や情報活用能力を育むとともに、緊急時等を含む多様な状況における図書への継続的なアクセスを可能とするために、図書館及び学校図書館等のDXを進める

4 子どもの視点に立った読書活動の推進

子どもが主体的に読書活動を行えるよう、子どもの意見聴取の機会を確保し、取組に反映させる

第3章 子どもの読書活動の推進体制等

○ 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制整備に努める

○ 都道府県、市町村は、子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画策定に努める(推進法第9条)

※ 地方公共団体の判断により、教育振興基本計画などの計画との統合や他の地方公共団体との共同策定も可能

市町村	市町村推進計画策定率の数値目標(令和4年度末までに、市100%、町村70%以上)を達成(令和3年度：市：93.9%、町村：74.4%)
	目標：市：100% 町村：80%以上

都道府県	● 都道府県立図書館を活用した市町村への支援 ● 域内市町村への助言、取組・施策の紹介 ● 高等学校、私立学校等を所管する立場から、高校生や私立学校に通う子どもに着目した読書活動の推進等の関連施策の実施
------	---

国	● ICTを活用した取組、市町村計画策定状況、読書推進にかかる人材の育成、多様な子どもの読書環境の整備等について、調査等を通じ、実態把握・分析 ● 地方公共団体・図書館・学校図書館等の運営の参考となる資料等を全国に共有
---	--

第4章 子どもの読書活動の推進方策①

子どもの読書活動の推進に当たっては、家庭、地域、学校等が中心となり、社会全体で取り組む必要がある

I 共通事項

1 連携・協力

- 教師(司書教諭を含む)、学校司書、保育士、司書、指導主事、社会教育主事、ボランティア等、関係者の連携・協力
- 地域における学習資源・人的資源の共有
 - ・地域の図書等資料の有効活用、読書バリアフリーコンソーシアムの推進等
 - ・地域学校協働活動の推進(コミュニティ・スクールとの一体的な推進)
 - ・読書活動など体験活動に関するポータルサイトの構築

2 人材育成

- 読書バリアフリー法やICT環境の変化を踏まえ、
 - ・司書等の講習・研修等の見直し
 - ・国が実施する講習のオンライン化の推進

3 普及啓発

- 国等による「子ども読書の日(4/23)」の普及促進(子どもの読書活動推進フォーラム)
- 文部科学大臣表彰等の対象範囲の拡大(幼児教育関係分野)

4 発達段階に応じた取組

- 多様な子どもの状況に応じ、乳幼児期からの切れ目ない支援の促進(乳幼児健診等の機会を通じて絵本を配布する取組等)
- 不読率の状況を勘案し、学校種間の移行段階に着目した取組の促進(入学時等の学校図書館のオリエンテーション等)

5 子どもの読書への関心を高める取組

- 子どもが主体となって実施する活動や協働的な活動の推進(読書会(ビブリオバトル)、子ども司書、図書委員、まわし読み新聞等)
- ICTの活用による既存の取組の更なる参加促進(オンライン読み聞かせ、読書記録アプリ等)
- 全ての子どもの参加しやすさを考慮した取組の促進(手話、多言語対応等)

II 家庭

- 家庭教育支援の一環として位置づけ、家庭での読書活動の習慣化を推進
 - ・家庭教育支援チームの配置促進を図るとともに、その際「ブックスタート」、「家読(うちどく)」等の活動推進

3

第4章 子どもの読書活動の推進方策②

子どもの読書活動の推進に当たっては、家庭、地域、学校等が中心となり、社会全体で取り組む必要がある

III 地域(図書館)

- 地域における読書活動の推進を図るため、以下の取組を促進
 - 多様な子どもたちの読書機会の確保**
 - ・アクセシブルな電子書籍・書籍等(点字資料等)の整備・提供
 - ・多言語・やさしい日本語による利用案内
 - ・地域の子どもの親しみやすい講座、体験活動等に関連付けた取組
 - ・民間団体(子ども食堂等)への貸出、出前おはなし会
 - デジタル社会に対応した読書環境の整備**
 - ・電子書籍貸出サービス、デジタルアーカイブの充実
 - ・オンラインでのイベント開催(読書会、読み聞かせ)
 - 子どもの視点**
 - ・イベント等への企画段階からの子どもの参画
 - ・子どもの要望を取り入れた資料・環境整備(YA(ヤングアダルト)コーナーの設置、子どもが立ち寄りやすく、心地よい読書環境づくり)
- 図書館の設置・運営及び資料の充実
 - ・図書館資料の計画的整備
 - ・施設整備に係る官民連携の取組やデジタル化の推進
 - ・「望ましい基準」の見直しの検討
- 司書等の配置の促進

IV 学校等

- 学校等における読書活動の推進を図るため、以下の取組を促進
 - 多様な子どもたちの読書機会の確保**
 - ・特別支援学校含めた学校図書館資料の整備
 - ・多様な背景を持つ子どもへの読書機会の場の提供
 - ・図書館、ボランティア等との連携(団体貸出、出張読み聞かせ、絵本を通じた異年齢交流会、各教科等における図書館の活用促進等)
 - デジタル社会に対応した読書環境の整備**
 - ・1人1台端末の活用(学校図書館システム等のリンク等)
 - ・電子書籍貸出サービスの導入(図書館の電子書籍貸出サービス等との連携)
 - ・学校図書館図書情報のデータベース化
 - 子どもの視点**
 - ・子どもの意見聴取の機会の確保
 - ・図書委員等の子どもの学校図書館の運営への主体的な参画
- 学校図書館資料の計画的整備
 - ・第6次学校図書館図書整備等5か年計画に基づく整備推進
 - ・「学校図書館ガイドライン」等の見直しの検討
- 司書教諭、学校司書の配置の促進

V 民間団体

- 民間団体における読書活動の推進を図るため、以下の取組を促進
 - ・読書週間等のキャンペーン、読書感想文コンクール、フォーラムの開催
 - ・専門的知識を有する者の養成(絵本専門士等)
 - ・地域における読み聞かせ等の活動の推進(図書館のボランティア登録制度の充実)
- 民間団体やボランティアの取組の周知・推奨及び子どもゆめ基金による助成等

4

朝倉市子どもの読書活動推進計画（第４次）

発行年月	令和７年３月
発行・編集	朝倉市教育委員会 文化・生涯学習課 〒838-0068 福岡県朝倉市甘木１９８－１ 電話０９４６－２２－３０５９